

学力検査等における特別措置

障害のある入学志願者について、受検上の特別な配慮が必要な場合は、中学校と十分に相談し、以下の手続きをとってください。

- 中学校長は、保護者と十分に連携をとり、共通理解を図ったうえで、「特別措置願書」を作成し、高校へ提出する。
- 高等学校長は、検査等において特別措置を必要とする志願者について、中学校長と十分に連絡をとるとともに、特別措置の内容について、高校教育課と協議のうえ、適切な措置を決定する。この場合において、中学校等での定期考査や授業等における配慮事項をふまえて決定するものとする。

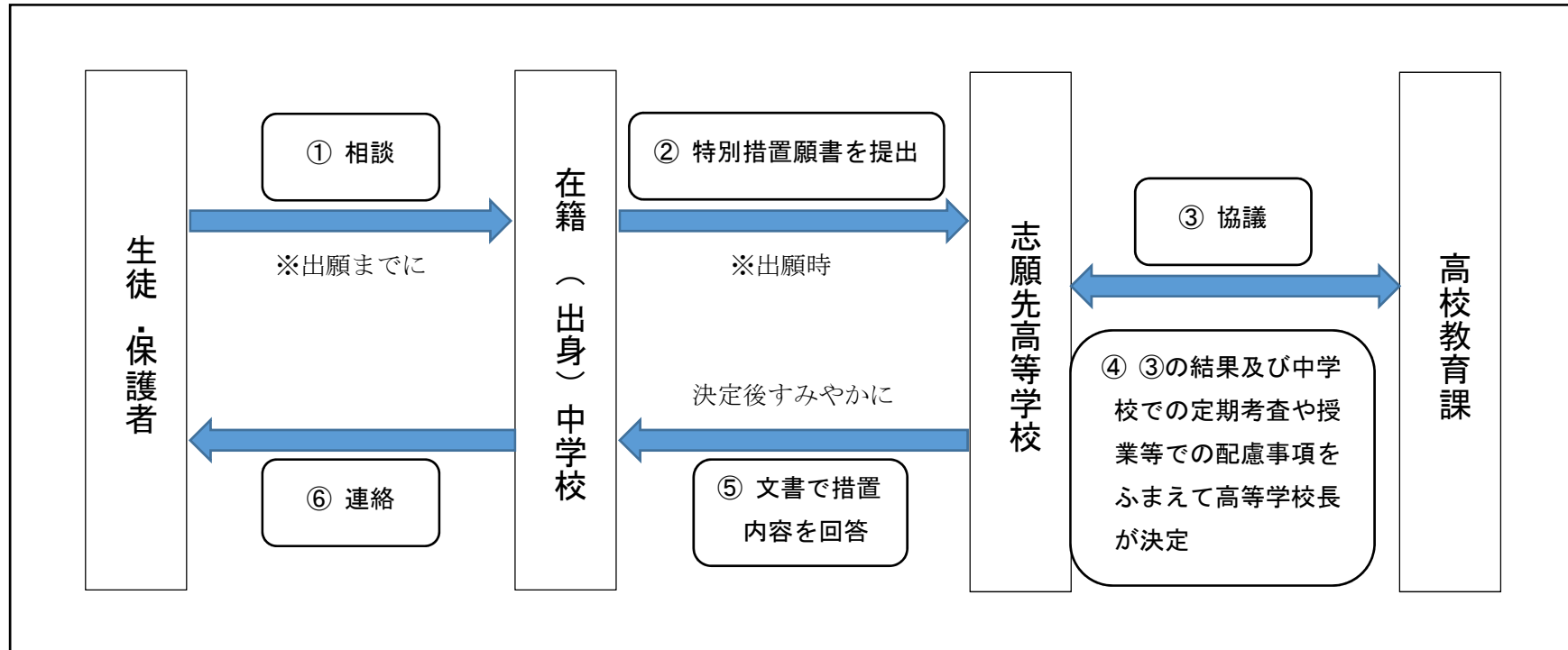
なお、下の表に、これまでの香川県公立高等学校入学者選抜において実施した特別措置の内容の一部を示していますので、参考にしてください。

障害の状況等	特別措置の内容
聴覚に障害のある場合	英語聞き取り問題において、座席を最前列とする
	補聴器の使用を認める
	英語聞き取り問題において、補聴器等を使用しても聞き取りが困難な受検者に対して、英語聞き取り問題の代替問題を作成し、別室で受検することを認める
視覚に障害のある場合	拡大鏡の使用を認める
	問題用紙、解答用紙を拡大する
	別室で時間延長をして、受検することを認める
肢体不自由の場合	車椅子の使用を認める
知的障害のある場合	問題用紙と解答用紙を連結した問題を作成し、受検することを認める
	適性検査問題において、問題文の漢字にルビをふった問題を作成し、受検することを認める
学習障害のある場合	学力検査の「国語」において、検査時間を15分延長することを認める
喘息の場合	携帯用吸入器の持込を認める
糖尿病の場合	座席を出入口付近とし、室外での補食を認める
その他	通常の受検室で受検することが困難な受検者に対して、別室での受検を認める
	介助が必要と認められる受検者に対して、介助者を配置することを認める

くわしくは、県教育委員会事務局高校教育課（087-832-3750）へ

学力検査や面接等における特別措置

障害のある入学志願者について、受検上の特別な配慮が必要な場合は、中学校と十分に相談し、以下の手続きをとってください。
手続きの流れは、下の図の通りです。



※ 出願後に受検上の特別な配慮が必要になった場合は、その限りではありません。
また、中学校を卒業して5年を経過した入学志願者は、志願者が特別措置願書を作成し、志願先高等学校に提出してください。

くわしくは、県教育委員会高校教育課（087-832-3750）へ